委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県	
3. 市区町村名	小郡市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	74-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://http://www.city.ogorn.iukuoka.jp/category01/%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E3%83%BB%E7%A8%8E%E7%95%AA%E5%8F%B7%E5%88%B6%E5%RA%A6%FF%RC%88%F3%83%9F%F3%82%A4%F3%83%8A%F3%83%R	

執行機関名 小郡市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	小郡市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年小郡市条例第34号)に規定される事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		小郡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年小郡市条例第41号)別表第1 第1の項小郡市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年小郡市条例第34号)に規定される事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律七十三号)第1条	小郡市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年小郡市条例第34号)第1条
(8) 東欧の振ビフは日的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母 その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認 識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等に おける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成 長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって <u>子ども</u> の <u>保健の向上</u> と <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		小郡市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年小郡市条例第34号) 小郡市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年小郡市規則第22 号) 福岡県子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱